

●香川県告示第480号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3714010018	まんのう町社会福祉協議会居宅支援事業所 (変更前) 仲多度郡まんのう町四條734番地1 (変更後) 仲多度郡まんのう町生間415番地1	社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会 会長 栗田隆義 仲多度郡まんのう町生間415番地1	平成21年7月1日	居宅介護 重度訪問介護